

施策の基本方向 1 学校教育環境の整備・充実

● 目標・方向性

学校教育施設については、計画的に長寿命化を図ることにより、良好な教育環境が維持され、全ての子どもたちが、安全・安心で快適な学校生活を送れるよう、教育環境の整備・充実に取り組み、合わせて、安全で安心な給食が提供できるよう、老朽化した学校給食調理場の計画的かつ効果的な整備を行います。

また、児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、個別最適な学びと協働的な学びを推進するため、ICT環境の計画的な整備・充実に取り組みます。

● 現状と課題

本市では、建築後30年以上を経過した小・中学校施設が全体の8割を超え、施設の老朽化が進行しています。今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎える中、計画的に老朽化対策を実施するとともに、安全・安心で快適な教育環境を整える必要があります。

自然との共生、環境負荷の軽減や環境・エネルギー教育の観点から、環境に配慮した学校づくりが求められています。

また、インクルーシブな教育環境の整備及び災害時の避難所としての利用等の観点から、学校施設のバリアフリー化が求められており、障がい等の有無にかかわらず、安全かつ円滑に学校生活を送ることができ、合わせて、避難所として誰もが支障なく利用できる学校施設の整備が必要です。

学校給食調理場は、老朽化が進行している中、今後においても、安全で安心な学校給食の提供を行うため、施設の老朽度や緊急性、今後の児童生徒の推移などを踏まえながら、各調理場の統合(センター化)を含めた、効率的かつ効果的な整備が求められています。

国のGIGAスクール構想を受け、令和2年度末に、児童生徒の一人一台端末やネットワーク環境などの整備が完了しました。今後、整備されたICT環境を授業だけではなく、一人一台端末の持ち帰りによる家庭学習でも積極的に活用していくことが必要です。

● 指標

項目	現況値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	目標値 (令和13年度)
学校教育施設の老朽化対策進捗率	—	50.0% (95件)	100% (190件)
電子黒板の整備率	62.7%	100%	100%

● 施策内容(主な取組)

(1) 学校教育施設の整備・充実

- 良好な教育環境を維持するため、高松市学校施設長寿命化計画に基づき、計画的かつ効果的な施設整備に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症などの感染症流行下において、学校教育活動を継続できる環境を維持するため、効果的な換気対策を行うなど、感染症対策の徹底に努めます。
- 災害時には避難所の役割を担う小・中学校施設については、体育館に空調設備の設置を検討するなど、教育環境の向上と合わせ、防災機能の強化に努めます。
- 施設への積極的な木材利用や、太陽光発電設備の設置、LED照明を始めとした高効率な設備機器の採用や、雨水等の利用、節水型トイレの導入など、脱炭素化や環境保全に配慮した学校づくりに努めます。
- 障がいのある児童生徒や教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができ、障がい等の有無にかかわらず誰もがともに学ぶことができるように、インクルーシブな教育環境整備の観点から、段差の解消やエレベーターの設置等により、施設のバリアフリー化等に努めます。
- 高松市学校給食調理場整備計画に基づき、老朽化した調理場の計画的な整備に取り組むとともに、「香南・香川」及び「牟礼・庵治」の学校給食共同調理場の統合整備(センター化)に併せて、近隣エリア(「南部エリア」、「東部エリア」)の既存の調理場や受配対象校を取り入れた、効率的・効果的な施設整備に取り組みます。



(2) ICT環境の整備・充実

- 一人一台端末や電子黒板等のICT環境の適正な維持・管理及び高松市ICT教育推進計画に基づいた計画的な整備・更新を行うことで、ICTを活用した教育の充実に努めます。
- 一人一台端末環境や、高松市教育情報ネットワークシステム(TENS)、統合型校務支援システム等を活用し、教員の業務負担軽減及び校務の効率化を図ります。



施策の基本方向 2 多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実

● 目標・方向性

いじめや不登校への対応、特別な教育的支援など、多様な教育ニーズに応えるためにも、子どもたち一人ひとりの状況を把握し、個の能力を高める適切な指導及び支援を行います。

また、特に配慮が必要な子どもや家庭に対し、教育相談や個別の支援を行い、安全・安心に学べる教育環境の充実を図ります。

● 現状と課題

目まぐるしい社会情勢の変化も影響し、全国的に複雑・多様な事情を抱える子どもが増えています。いじめの発生件数、不登校や特別な教育的支援が必要な児童生徒数が増加しており、本市においても多様な教育ニーズに対応することが求められています。

また、児童虐待やヤングケアラー、貧困など、学びたくても学ぶことができないという状況も発生しています。経済的理由で就学が困難な子どもについては、その保護者を対象として、就学援助費の支給など、教育費の負担軽減を図っています。

このような状況の中で、全ての子どもが安心して、主体的に学べる環境をつくり、成長を促していくためには、ニーズを把握し、個に応じた指導・支援を行うこと、共生社会の形成に向けた更なるインクルーシブ教育システムの構築を図ることが求められています。

また、育ちや学びの連続性を考慮しつつ、幼児期から小学校生活への円滑な接続や、小・中学校間の積極的な交流など、校種間の連携の充実を図る必要があります。

● 指標

項目	現況値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	目標値 (令和13年度)
授業において、個別の配慮が必要な児童生徒に対して特性に応じた指導を行っている学校の割合	小学校 95.7%	小学校 100%	小学校 100%
	中学校 95.6%	中学校 100%	中学校 100%
90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、専門家又は専門機関等で相談・指導を受けている児童生徒の割合	小学生 75.9%	小学生 80.0%	小学生 85.0%
	中学生 69.4%	中学生 75.0%	中学生 80.0%

● 施策内容(主な取組)

(1) 特別支援教育の推進

- 障がいの特性等に関する理解、ICTの活用による指導方法の工夫など、特別支援教育に関する研修の充実と、校内人材を活用したOJTによる教職員の資質及び指導力の向上や支援体制づくりに努めます。
- 学校生活支援員の活用により、特別な配慮が必要な児童生徒に対し、日常生活の介助や安全確保等を行うなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の充実に努めます。
- 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、特別支援学級や通級指導教室、アシスト教室など、多様で柔軟な学びの場の一層の充実・整備に努めます。
- 就学等教育相談において、一人ひとりの幼児にとって適切な学びの場について助言し、本人の障がいの状態や特性、保護者の意向を踏まえた適切な就学を支援します。
- 「サポートファイルかけはし移行支援シート」を活用したり、校種間で定期的な連絡会を実施したりするなど、学校間連携の一層の充実を図るほか、医療的ケア児支援事業等、福祉や医療機関との連携を強化し、切れ目ない支援の充実に努めます。
- 日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の状況に応じて、指導員の派遣等の支援の充実に努めます。



(2) いじめや暴力の未然防止

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ・不登校相談専門員を配置し、関係機関等と連携して児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、学校内外の教育相談体制の充実を図ったりすることで、いじめや不登校の未然防止や早期発見・早期対応などの強化に努めます。
- 発達支持的生徒指導の一つとして、「強めよう絆」月間を設け、各学校で児童会や生徒会を中心に、友だち、家族、地域等との「絆を強める」活動を行い、児童生徒のよりよい人間関係づくりを促進するとともに、家庭や地域に取組を発信します。
- 退職教職員を学校相談員として派遣し、生徒指導上の諸課題の解決や未然防止を図るための指導や助言、教職員の補助等を行います。

(3) 不登校児童生徒への支援

- 不登校対応マニュアル「高松市不登校Q&A」や、不登校に関する研修の場を活用するなど、学校が安全・安心な居場所となるような取組を進めるとともに、不登校傾向の児童生徒に対して「チーム学校」として迅速かつ適切に対応し、新たな不登校を生まない学校づくりに努めます。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療や福祉機関との連携や、オンラインでの教育相談など、不登校児童生徒や保護者が学校内外で相談・指導を受けられる体制づくりを推進します。
- 校内サポートルームや教育支援センター等の活用のほか、ICTを活用した支援やフリースクール等民間団体との連携を推進し、多様な学びの場を確保し、不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整備します。
- フレンドシップ事業や多様な体験活動、ICTを活用した学習支援等、不登校児童生徒への支援の充実に加え、「親の会」などを通して、保護者の悩みに寄り添ったり、必要とする情報を提供したりするなど、2か所の教育支援センターの機能強化に努めます。



(4) 小・中学校等の連携・接続の推進

- 義務教育9年間を見通した教育課程の実現を目指し、全小・中学校において、地域の実態や課題に即した小中連携教育の推進に努めるとともに、小・中学校が共通の視点を持って、児童生徒の交流活動や交流行事の充実を図ります。
- 「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」の成果を生かし、幼保小が協働して子どもの発達や学びをつなぐ教育課程を編成し、その取組が持続的・発展的に行われるように、組織的な体制を構築します。



(5) 就学支援の推進

- 家庭の経済的状況によって就学の機会が狭まることのないよう、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、学校給食費等により、就学後の学校生活における様々な場面で支援します。
- 経済的理由で高等学校等への進学が困難な生徒への支援として、基金を設立し、新たな奨学金制度を設けるなどにより、就学の機会を保障し、生徒の持つ可能性を最大限に伸ばします。
- ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、学校において把握したヤングケアラーをスクールソーシャルワーカー等を活用し、関係部局と連携の下、専門職員の支援につなげます。

施策の基本方向 3 教員の資質向上と教育指導体制の充実

● 目標・方向性

子ども一人ひとりの可能性や学びを引き出し、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を実現するための研修を充実させ、教員の資質向上を図ります。また、教員が学校内外の研修機会を生かし、主体的・自律的に学び続ける環境づくりに取り組みます。

教員が子ども一人ひとりに向き合い、主体的な学びを支援する役割を果たすため、校務の適正化・効率化など、業務改善に取り組むことで長時間勤務を解消し、働き方改革を推進します。

子どもの学びを支え、教員が誇りを持って働くことができる教育環境の実現により、自主的・創造的で魅力ある学校づくりを進めます。

● 現状と課題

社会の変化や子どもたちの多様化に伴い、学校の役割も拡大しています。教員には、多様化・複雑化する課題や情報化の進展など、社会の変化を前向きにとらえ、探究心を持って主体的に学び続けることが求められています。中央教育審議会答申の「新たな教師の学びの姿」では、教員は子どもたちの学び(授業観・学習観)とともに教員自身の学び(研修観)を転換することが必要であると示されており、各教員の個性に即した「個別最適な学び」や「協働的な学び」が実現できるよう、環境づくりに取り組むとともに、キャリアや経験に応じた学びを促し、資質向上を図ることが求められています。

また、令和3年度に策定した「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン2」に基づいて、学校給食費の公会計化や校務支援システムの導入等、学校における働き方改革を進めてきました。

本市の「教職員の勤務状況調査(令和4年度)」の結果から、時間外在校等時間が月80時間以上に相当する教職員の割合は減少しており、これまでの働き方改革の成果があったと考えられる一方で、依然として長時間労働が常態化していることから、引き続き、働き方改革の実現に向けての取組が求められています。

● 指標

項目	現況値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	目標値 (令和13年度)
教員が自らの専門性を高めるため、研修会等に定期的・継続的に参加している学校の割合	小学校 89.2%	小学校 92.0%	小学校 95.0%
	中学校 87.0%	中学校 89.0%	中学校 91.0%
教職員の年次休暇の平均年間取得日数	10.9日	15.0日以上	15.0日以上

● 施策内容(主な取組)

(1) 教員の資質・能力の向上

- 目指すべき教員像を示した人材育成の指標をもとに、キャリアステージに応じて求められる資質能力の向上を図る研修を実施します。
- 校長等の管理職が、研修履歴を活用して、専門性をより高めるために受講奨励を行うとともに、教員個々の強みや適性等を生かした効果的な学校運営が行えるよう、管理職研修会等で指導・助言を行い、管理職の資質向上に努めます。
- 集合型の研修だけではなく、訪問型の研修やオンライン研修を充実するなど、教員や学校の要請、課題意識に基づいて学ぶことができる機会の創出に努めます。
- 現代的な課題や学校のニーズを把握し、大学や企業等、多様な専門性・背景を有する人材と連携した研修の充実や「放課後ちよいスクール」の開催などを通じてOJTの促進を図ります。
- 研修履歴を基にして、教員が探究心を持ちつつ、主体的に学びをマネジメントしていくことができるように研修や情報提供の充実に努めます。



(2) 学校における働き方改革の推進

- 支援を必要とする子どもに対応する専門スタッフや、教員の業務を支援するスタッフ等、多様な人材の配置に努め、教員が子どもに向き合う時間や教職員の学ぶ時間を確保し、教育の質の向上を図ります。
- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図り、教職員の役割分担と適切な連携による教育指導体制づくりに努めます。
- 教職員の勤務時間を適切に把握し、引き続き、時間外在校等時間縮減に向けた意識改革や業務改善に努め、教職員の心身の健康の保持増進を図ります。
- 長期休業期間中の年休等の取得を促進し、教職員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自信と誇りを持って効果的な教育活動を行うことができるように、休日を確保できる環境づくりに努めます。
- 教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できるよう、セルフケアの推進、管理職等によるラインケアの充実、良好な職場環境の醸成等に取り組むとともに、ストレスチェック制度を活用することで効果的・効率的なメンタルヘルス対策に努めます。
- 業務の効率化・適正化に向けて、ICT環境の整備や活用により、教育現場におけるDXを始めとする働き方改革を積極的に推進します。
- 学校における働き方改革等の観点を含め、休日の部活動の地域移行に向けて取り組むことで、生徒にとって望ましい活動環境の確保と教職員の業務負担軽減の両方の実現を目指します。

施策の基本方向 4 安全で安心な教育環境の充実

● 目標・方向性

学校内や登下校時における不慮の事故や不審者による被害から児童生徒を守るため、学校安全計画や危機管理マニュアルに基づき、安全で安心な環境づくりを進めるとともに、家庭や地域、警察などの関係機関と連携し、防犯カメラの設置等の整備に加え、不審者情報のメール配信や子どもの見守り体制を強化するなど、ハード・ソフトの両面において児童生徒の安全確保の更なる充実に努めます。

また、地震や津波などを想定したより実践に近い訓練を実施し、児童生徒が防災についての正しい知識や的確に判断する力を身に付け、適切に行動できる資質・能力を育成します。

● 現状と課題

登下校中の児童生徒が関係する交通事故が増加しており、特に自転車乗車時の接触事故等が多く報告されています。また、不審者等による声掛け、つきまとい等の事案も後を絶たない状況です。児童生徒がこのような事故や事件の被害者や加害者とならないように、自ら危険を予測し、回避するための安全教育が重要であり、交通安全や防犯等における対策の充実が求められています。

今後、南海トラフ地震の発生が懸念されていることや異常気象に伴う自然災害の発生が多発する中、児童生徒が危機回避能力を身に付け、万が一のとき、自分の身を自分で守ることができるための指導や支援が求められています。

● 指標

項目	現況値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	目標値 (令和13年度)
実践的な避難訓練を行っている学校の割合	小学校 70.2%	小学校 85.0%	小学校 100%
	中学校 74.0%	中学校 90.0%	中学校 100%

● 施策内容(主な取組)

(1) 子どもの安全対策の推進

- 学校安全管理研修会等を開催し、教員の資質向上に努めるとともに、学校・地域の特性や実態に即した、学校独自の学校安全計画や危機管理マニュアルの定期的な見直しを行います。
- 教育委員会、学校、PTA、道路管理者、警察等の関係機関が連携・協働しながら通学路交通安全プログラムに基づく通学路の合同点検等を実施し、児童生徒の登下校時の安全確保に取り組みます。
- 自転車乗車時のヘルメット着用努力義務や交通ルールを遵守する意義等の理解を深めるため、児童生徒を対象とした交通安全教室を開催するとともに、警察等の関係機関と連携した交通安全教育の充実を図ります。
- 中学生の自転車通学者を対象に自転車の安全点検を実施し、自転車の整備不良等での事故防止に努めます。
- スクールガード・リーダーの小学校等への派遣や、不審者事案の発生件数が多い地域での防犯に関する講話の開催などにより、地域の見守り力の向上を図ることで、不審者から児童生徒を守ることができるよう取り組みます。
- 全小・中学校の防犯カメラの設置等の整備に加え、不審者情報等をメール配信システムやホームページにより、速やかに提供するなど、子どもの安全確保に取り組みます。



(2) 防災教育の推進

- 社会や保健体育等の教科、総合的な学習の時間などで実践される安全教育を通して、児童生徒が災害発生時の状況を的確に判断するとともに、「自助」、「共助」の精神に基づき、自己や身近な他者の安全に配慮した適切な行動ができるように防災教育の充実に取り組みます。
- 児童生徒が安全教育で身に付けた実践力を発揮する場として避難訓練を位置付け、より実効性のある訓練となるよう地域や関係機関と連携して取り組みます。
- 学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、消防署や気象台等の専門家との連携を通して、実践的な危機管理マニュアルを定期的に見直すサイクルを構築し、実効性を高め、内容の充実に取り組みます。

